

教 育 経 済 委 員 会 会 議 録

1. 日 時 平成27年3月13日（金曜日）
午前9時30分～午後0時12分
2. 場 所 委員会室
3. 出席委員 萬代泰生 委員長 猶野智和 副委員長
徳並伍朗 委員 荒山光広 委員
下井克己 委員 岩本明央 委員
俵 薫 委員 坪井康男 委員
秋枝秀稔 委員 秋山哲朗 議長
4. 欠席委員 なし
5. 出席した事務局職員
石田淳司 議会事務局長 大塚 享 議会事務局係長
野尻登志枝 議会事務局企画員
6. 説明のため出席した者の職氏名
林 繁美 副市長 永富康文 教育長
篠田洋司 市長統合戦略局長 西田良平 建設経済部長
藤澤和昭 総合観光部長 中村壽志 建設課長
河村充展 商工労働課長 繁田 誠 観光総務課長
綿谷敦朗 観光振興課長 山田悦子 教育委員会事務局長
末岡竜夫 教育委員会事務局次長 内藤賢治 生涯学習スポーツ推進課長
末藤勝巳 農業委員会事務局長
7. 会議の次第は次のとおりである。

午前9時30分開会

○委員長（萬代泰生君） 先ほどの現地調査お疲れ様でした。ただいまより、教育経済委員会を開会いたします。

さきの本会議におきまして、本委員会に付託されました議案8件につきまして、審査いたしますので、御協力をよろしく申し上げます。議長何か報告ございませんか。

○議長（秋山哲朗君） ございません。

○委員長（萬代泰生君） この際、永富教育長から発言の申し出がありましたので、発言を許可します。永富教育長。

○教育長（永富康文君） 昨年の11月25日に起こりました大嶺小学校6年生男子児童の校舎3階からの転落事案につきまして、その後の経過を御報告いたします。

12月議会の際に申し上げましたとおり、「美祢市いじめ調査委員会」を立ち上げ、1月26日に、その第1回目の委員会を開催したところでございます。

この委員会では、このたびの転落事案につきまして、可能な限り、あらゆる要因を、公平・中立な第三者の立場から御検討いただくとともに、必要であれば、追加調査も行っていただくことにしているところであります。現在、委員の方々が、関係者から直接聞き取りを行うなど、精力的に調査をされており、その結果を踏まえて第2回目の委員会を開催することとしております。

従いまして、最終的な調査結果が出るまでには、しばらく時間がかかるものと思われまます。

なお、当該児童のけがは順調に回復し、12月末には退院、3学期からは市の施設で個別の学習支援を受けておりますが、学校に登校し、学校で過ごす時間も徐々にふえているところであります。

今後、中学校への進学が円滑に進み、充実した中学校生活を送られますよう、当該児童と保護者のお気持ちに寄り添いながら、学校、市教委ともども、全力でサポートしてまいりたいと考えております。

当該児童の回復を見るにつけ、教育委員会といたしましては、このような痛ましい事案が二度と起こることがないように、保護者・地域の皆様、そして関係機関の方々のお力もお借りしながら、学校と一体となって取り組んで行かなければと、決意を新たにしているところであります。

このたび、教育委員会が新たに作成しました、「共に生きる～美祢市いじめ防止・根絶に向けた10の取組」と題した研修資料を市内の小・中学校に配付し、全教職員であらためて研修を行うなど、児童生徒一人ひとりにとって、人権が尊重され、生き生きと過ごすことができる学校づくりに向けて全力で取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○委員長（萬代泰生君） 何か皆さんから意見がありますか。よろしいですか。

それでは、議案第5号平成26年度美祢市観光事業特別会計補正予算（第3号）を、議題といたします。執行部より説明を求めます。繁田観光総務課長。

○観光総務課長（繁田 誠君） それでは、議案第5号平成26年度美祢市観光事業特別会計補正予算（第3号）について御説明をいたします。補正予算書5-8、5-9をお開きください。

最初に歳入でございますが、5款繰入金・1項一般会計繰入金・1目一般会計繰入金であります。補正額103万円を増額補正するものであります。この度の補正は、今年度の市他課の関連事業に関します観光洞の観覧料減額に伴います収入補填を繰り入れるものでございます。事業としまして、ふるさと納税者に進呈しております無料入洞券、ジオパーク活動の入洞者、秋吉台カルストウォーク、美祢秋吉台高原マラソン等によるものでございます。

続きまして、歳出ですが次ページの5-10、5-11をお開きください。これに併せまして、3款予備費・1項予備費・1目予備費に同額の103万円を計上いたすものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長（萬代泰生君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。岩本委員。

○委員（岩本明央君） 観光関係は私ども美東町が地元でも、もちろんあるわけですが、入洞者それからあそこの鱒の養鱒場等の3月末で、もうあと20日ぐらいしかないんですが、実際にそのような数、人数等の見通しがアバウトでも分かればと思ってお尋ねしたいんですが。

○委員長（萬代泰生君） 繁田観光総務課長。

○観光総務課長（繁田 誠君） ただいまの岩本委員の御質問にお答えをします。委

員の御質問内容につきましては、平成26年度の観光状況ということで理解してよろしいでしょうか。

本年度の議会の中でも秋芳洞を中心としました入洞者数の減少については、御説明をしておるところと思います。現在の今年度の見込みにつきましては、若干御説明をさせていただきたいと思います。秋芳洞につきましては、今年度の見込みを48万人と考えております。それと少々お待ちください。大正洞につきましては約1万人、景清洞につきましては約1万8,500人、養鱒場につきましては例年の人数カウントはしておりませんが、観光動態調査等の調査手法によりまして約3万人強を見込んでおります。

○委員長（萬代泰生君） 岩本委員。

○委員（岩本明央君） ありがとうございます。なかなか経済関係いろいろありましようが、残り20日ですが、お互いに宣伝PRに努めていきたいと思います。

以上です。よろしいです。

○委員長（萬代泰生君） 坪井委員。

○委員（坪井康男君） ついでに、もし分かればお聞きしたいんですが、観光事業特別会計の経営健全化計画26年度が最終でございました。もうあと何日ですかね、しか残ってませんが、この健全化目標は達成する見込みということにあるんでしょうか。それとも、そうじゃないのか、おおよその見通しは立てておられるとは思いますが教えてください。

○委員長（萬代泰生君） 繁田観光総務課長。

○観光総務課長（繁田 誠君） ただいまの坪井委員の御質問にお答えをいたします。今年度末における資金不足比率等経営健全化に関する達成状況ということですが、計画上の完全の達成は致すことはできませんけども、本来の法の趣旨であります経営健全化基準20%は下回る見込みで、現在の見込みでは13.7を予定しております。

以上です。

○委員長（萬代泰生君） よろしいですか。ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（萬代泰生君） 質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（萬代泰生君） それでは、これより議案第5号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（萬代泰生君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号美祢市堀越コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。内藤生涯学習スポーツ推進課長。

○生涯学習スポーツ推進課長（内藤賢治君） 議案第29号は、美祢市堀越コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の制定についてであります。これは、旧堀越小学校跡地に、地域住民のコミュニティ活動と生涯学習の拠点として、また、産業及び教育文化の振興を図り地域活性化に資する施設を設置するため、新たに条例を制定するものであります。

なお、施行日につきましては、建設地が想定以上の軟弱地盤であったため、その対策のための設計変更や施工に時間を要し、本年度末の完成が困難となったため、本事業を繰り越すこととなり、完成が5月末の予定でありますことから、施行期日を6月1日からとしております。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○委員長（萬代泰生君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（萬代泰生君） 質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（萬代泰生君） それでは、これより議案第29号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（萬代泰生君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第38号美祢市工場立地法地域準則条例の制定についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。河村商工労働課長。

○商工労働課長（河村充展君） それでは、議案第38号美祢市工場立地法地域準則条例の制定について御説明いたします。議案書については、38-1から38-4ということになります。

本議案につきましては、市長の提案説明にもありましたように、平成24年4月の第二次地域主権一括法に伴う権限移譲によりまして、工場立地に係る特定工場の緑地面積率等を、地域の実情に即した基準で定めることができることとなったことから、工場立地法第4条の2第2項の規定に基づき、地域準則条例を制定するものでございます。

この度の条例の対象となる工場は、製造業又は電気・ガス・熱供給業のうち、敷地面積9千平方メートル以上又は建築面積3千平方メートル以上のものが対象となり、この特定工場の現状でございますが、現在、市内に対象工場は18社ございます。そのうち、都市計画区域内の工業地域に9社、無指定の地域に5社、都市計画区域外に4社となっており、それぞれが現在の基準の中で緑地面積を確保されておるところでございます。

冒頭申しましたように、権限移譲により地域準則条例が地域の実情に合わせて定められるようになり、昨年度までに、県内では山口市、下関市が条例を制定されていたことから、本市においても今年度に入り条例制定に向けた準備を進め、美祢市産業推進審議会において御議論いただくとともに、市内の特定工場にもアンケート調査を行ったところでございます。また、公害防止や都市緑化の観点から、庁内の関係部署からの意見聴取も行っております。併せまして、12月25日から1月23日までの30日間、ホームページや各出張所の窓口においてパブリックコメントを募集したところでありますが、特に御意見はいただいております。

この条例の制定により本市においても、企業誘致や既存工場等の増改築、設備更新等の促進を支援し、産業振興と安定した雇用の維持・創出を図ろうとするものでございます。

以上で工場立地法地域準則条例の制定についての説明を終わらせていただきます。

○委員長（萬代泰生君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。坪井委員。

○委員（坪井康男君） お伺いいたします。従来の形から市に権限が移譲されたとい

うことなんですが、従来適応された、あるいは公表された準則がありますよね。で、今回制定されたのはそれと全く内容的には横並び——スライドで制定されたということでありましょうか。それとも何らかの変化、変更があるんでしょうか。ということですよ。で、それが全く従来と同じであれば先ほど河村課長がおっしゃったこの制定によって、工場の誘致等に役に立つという意味がよく分からないんですが、どういう意味で役立つのか説明をしてください。

以上です。

○委員長（萬代泰生君） 河村商工労働課長。

○商工労働課長（河村充展君） ただいまの御質問にお答えいたしたいと思います。現在の国並びに山口県の基準というものがございます。平成23年9月30日以降ですね、国の基準においては工業専用地域におきまして、20%から5%以内で定めなさいよと、——緑地面積率については20%から5%以内に定めなさいよと。準工業地域につきましては、25%から10%に定めなさい。また、住居・商業地域については30%から20%の間で定めなさいと。その他の地域につきましては、25%から5%の間ということになっておりまして、その中で山口県の基準というものが工業・工業専用地域については10%、準工業地域については20%、住居・商業地域については30%、その他の地域については20%ということで、山口県において基準を定められております。この度美祢市の地域準則条例に関しましては、工業・工業専用地域につきましてそれを5%、また準工業地域につきましては10%、住居・商業地域については30%、その他の地域につきましては5%ということで、定めるものでございます。住居・商業地域については国の基準、また山口県の基準を加味し、人がお住まいになられてる地域ということもございますので、そのまま基準の最高値であります30%ということで、この度定めております。残りの工業、工業専用、また準工業、その他の地域につきましては先ほど申しました国の最低基準というところを採用しているところとございます。これにつきましては、先ほど御説明させていただいた中に美祢市産業推進審議会の中で御議論いただいたということを申したところとございますけれども、美祢市におきましては、周辺地域にかなりの山林を有しているというところからですね、人がお住まいになられてる地域以外については、少し緩和する方向で考えていこうというところからこの度基準を定めたところとございます。これによりまして、現状の特定工場にアン

ケートをとらせていただいた中でも、こういう数値を緩和していただけることで、設備の増改築、更新等を含めまして、今後考えていくことができるということもアンケート結果として出ておりますので、私どもとしましては住居・商業地域以外の数値につきましては、最低基準を用いて設備更新等を促進していこうという考えで、この度提案させていただいてるところでございます。

以上です。

○委員長（萬代泰生君） はい、坪井委員。

○委員（坪井康男君） あんまりすらすらと言われるものですから、頭に残りませんでした。要すれば、従来の基準よりも緩和したんですか、それとも、厳しくしたんですか。もっとやさしくめり張りつけて教えてください。ずらずらずらずら数字言っても、私歳とってるんでよう頭に残りません。もっと人に分かってもらう、大きな方向が分かってもらうような説明してください。何か棒読みされたって分かりません。

で、私何でこんなこと言うかといいますとね、これ都会地ではこの緑地確保は大変な問題なんです。だけど、美祢市は山に囲まれた中でね、緑地がどうのこうのって私は端から問題にならんとしたものですから、その趣旨なる意味が何となしに分かったようで分からないんです。要はどうしたんだと。例えば私が住んでる日永に大きな工場ありますよ。あそこが工場できた時のその緑化比率から言いますと、あの工場の中だけで足りんから私ども日永の神社の森がその緑地にカウントされてるんですよ。それはそれで私どもとしては、ある意味で対価もらってますから潤ってますけどね。その辺のところは頭にあるから一体どういうふうになったのかと。どうもこういう問題になると皆さんはあんまりぴんときてないから、だけど私は会社に勤めてこの緑地っていうのは、ものすごく悩ましい問題でね。企業にとってはすごいコストがかかる話なんです。だから、あえてお聞きしてます。もっと分かりやすく何をどう変えたのかというのを、めり張りつけて説明してください。

○委員長（萬代泰生君） はい、河村商工労働課長。

○商工労働課長（河村充展君） ただいまの再質問でございますけれども、住宅や商業地域につきましては、良好な住環境等を維持するためですね、国の最高基準となる緑地面積率を維持していただくという観点から、数値を定めております。その他の工業地域等——工業地域や準工業地域等につきましては、先ほど申しましたよ

うに、美祢市につきましては山林など自然豊かというところもございますので、緑地面積率を低減したという現状でございます。

以上です。

○委員長（萬代泰生君） よろしいですか。ほかにもございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（萬代泰生君） 質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（萬代泰生君） それでは、これより議案第38号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（萬代泰生君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号平成27年度美祢市観光事業特別会計予算を議題といたします。執行部より説明を求めます。はい、繁田観光総務課長。

○観光総務課長（繁田 誠君） それでは、議案第12号平成27年度美祢市観光事業特別会計予算について御説明いたします。まず、歳入のほうから主なものにつきまして、御説明申し上げます。予算書につきましては386ページ、387ページをお開きください。

1款観光収入・1項観光収入・1目観覧料、5億8,795万円でございます。これは、秋芳洞入洞者数56万8,000人、大正洞1万1,000人、景清洞2万2,000人の入洞客数を見込んだものでございます。

次に2項養鱒場収入・1目鱒販売収入484万1,000円につきましては、ニジマス4万4,000尾の販売収入を見込んでおります。

3目鱒釣収入1,147万5,000円につきましては、2万7,000尾相当の鱒釣収入を見込んでおります。

2款使用料及び手数料・1項使用料・1目観光事業使用料2,181万5,000円、主なものは、広谷駐車場使用料2,032万円でございます。

続きまして、388、389ページをお開きください。1目手数料50万4,000円で、乗車券販売手数料となります。

3 款県支出金・1 項委託金・1 目観光総務費委託金 1 1 4 万 3, 0 0 0 円です。内訳は、主に国定公園秋吉台に関します県からの維持管理業務委託金であります。続きまして、3 9 0、3 9 1 ページをお開きください。

5 款繰入金・1 項一般会計繰入金・1 目一般会計繰入金 1 億 1, 8 5 5 万 2, 0 0 0 円です。

これは、まず、毎年度予算計上しておりますトロン温泉の市民福祉部分に係る一般会計からの繰入金が、2 3 5 万 2, 0 0 0 円でございます。

次に、トロン温泉の改修費に関わります市民利用率に応じた繰入としまして、「ふるさと美祢応援基金」からの繰入金が 8 8 0 万円、さらには、秋芳洞のエレベーター改修費及びトロン温泉施設改修費から先ほどの基金繰入金を差し引いた工事残額の総計に伴います一般会計からの長期借入金を 1 億 7 4 0 万円としております。なお、この一般会計からの借り入れにつきましては、地方債の公営企業債に準じ、借入期間を 1 0 年とし、翌年から返済を行う計画としております。

以上、三つの一般会計繰入金合計で 1 億 1, 8 5 5 万 2, 0 0 0 円となります。

続きまして、6 款諸収入・2 項雑入・1 目雑入、1, 2 4 7 万円。主なものとしたしまして、冒険コースの利用料を 9 1 2 万円で見込んでおります。

歳入は、以上となります。

続きまして、歳出について主なものについて御説明をいたします。3 9 2、3 9 3 ページをお開きください。

1 款観光総務費・1 項総務管理費・1 目一般管理費につきましては、2 億 2 5, 6 9 万 3, 0 0 0 円を計上しております。

主なものとしたしまして、説明欄の 0 0 2 一般管理費のうち、手数料が 1, 7 2 2 万 6, 0 0 0 円。これは、旅行業者が送客した観覧料金の 1 2 % を支払う斡旋手数料が主なものでございます。

続きまして、業務委託料 2, 2 8 1 万 4, 0 0 0 円。これにつきましては、観光センター 1 階の総合案内業務委託料が 4 4 3 万円、観光センター夜間管理業務 1 7 6 万 7, 0 0 0 円、観光施設台帳整備業務が 1, 6 4 7 万 5, 0 0 0 円などがございます。

また、その下にあります、案内業務委託料 2 0 3 万 5, 0 0 0 円につきましては、観光センター 2 階の観光総務課の委託職員費になります。

続きまして、394、395ページをお開きください。公課費としまして、消費税及び地方消費税が3,124万1,000円としております。

次に、003秋吉台リフレッシュパーク・秋吉台家族旅行村管理運営事業9,438万9,000円です。主なものは指定管理料が5,320万6,000円、施設整備工事費が3,617万5,000円となります。工事費の内訳につきましては、トロン温泉のボイラー及び配管工事費等が2,987万2,000円となり、その他家族旅行村等の体育館照明改修等工事費を630万3,000円を予定しております。

次に004環境衛生事業特別会計繰出金、524万円です。これは、環境衛生事業特別会計への繰出金で、秋吉台・秋芳洞地域の環境保全のために観光事業特別会計からの負担基準に基づき、下水道事業へ繰り出す経費でございます。

2目施設管理費は、1億1,341万9,000円を計上しております。説明欄001施設管理費の主なものは、修繕料が350万円、施設等清掃委託料が816万3,000円、秋芳洞周辺の環境整備委託料が538万5,000円。施設保守委託料が437万6,000円、昇降機内廃棄物業務委託等業務委託料として246万9,000円等を計上しております。

続きまして、002観光施設改修事業としまして、秋芳洞内と秋吉台を結ぶエレベーターの改修費等としまして8,840万円を計上しております。

この改修につきましては、近年故障修理等の費用がかさみ、平成26年度では、ゴールデンウィーク・お盆等、煩雑時にトラブルを起こすなど、観光客の安全対策上極めて危惧される状況であり、管理会社の診断においても、同様の判断であったことから、老朽化施設の改修の最優先として工事するものです。

続きまして、396、397ページをお開きください。1款観光総務費・1項業務管理費・1目秋芳洞業務費につきましては、7,350万円を計上しております。説明欄001秋芳洞管理運営事業の主なものは、業務委託料696万円。秋芳洞案内所に設置しております入金機オンラインシステム業務委託料と有料駐車場2箇所の料金徴収業務の委託料でございます。秋芳洞案内業務委託料4,462万4,000円につきましては、秋芳洞の案内所の窓口及び案内業務を行います委託職員21名分の業務委託料となります。機器借上料602万2,000円につきましては、洞内電話システム使用料、自動案内システムリース料等でございます。

続きまして、2目大正洞・景清洞業務費が1,928万5,000円です。主は、業務委託料1,511万9,000円。これは、大正洞・景清洞の案内所の窓口及び案内業務を行います業務委託料となります。

続きまして、398、399ページをお開きください。3目養鱒場業務費が2,348万3,000円です。

主なものは、002養鱒場管理運営事業としまして臨時雇用賃金が235万7,000円、飼料費425万円、養鱒場業務委託料401万2,000円でございます。

○委員長（萬代泰生君） 綿谷観光振興課長。

○観光振興課長（綿谷敦朗君） それでは、予算書の400、401ページをお開きください。2款観光振興費・1項振興管理費・1目一般管理費について主な事業につきまして御説明いたします。一般管理費につきまして、1億323万1,000円計上しております。

まず、003おもてなし人材育成事業といたしまして、727万6,000円を計上しております。これは、「おもてなしのまち美祢観光振興条例」に基づきまして、おもてなし力の向上を目的に観光事業者、観光関係団体、交通事業者など、美祢市の顔となる人材の育成を図るものであります。

次に、004情報発信体制強化事業といたしまして、2,047万4,000円を計上しております。これは、観光プロモーション事業であります。主なものとして、業務委託料632万円は、テレビを活用し目で見える視覚から秋芳洞への来訪意欲を刺激しようとするものであります。観光プロモーション補助金につきましては、1,200万円。これは、「使える秋吉台」の広報宣伝、観光宣伝、効果的な広告等について、時流の変化に対応し、ミスマッチを起こさないよう民間のノウハウを積極的に活用できるようにするものであります。

続いて、ページ402、403をごらんください。008域内交通充実・強化事業1,063万2,000円を計上しております。主なものといたしまして、燃料費512万円は、12月から2月までの土日祝日及び年末年始に秋芳洞に入洞する秋芳洞第1駐車場利用者1台につき100のガソリン券を進呈し、閑散期の増客を図ろうとするものでございます。なお、ガソリン券の有効給油所は、市内給油登録業者としております。

続きまして、二次交通支援事業負担金300万円につきましては、貸切バス料金の値上げに伴い、団体観光客の動きが低調なため、近隣市と連携を図り、団体客誘致に努めるものでございます。

続いて、010体験プログラム開発事業792万4,000円を計上しております。これは、近年の観光旅行者の旅行志向が多様化しております。地元でしか知らない資源に関心が高まっており、このような資源を周遊するコースを設定し、広く周知を図り、美祢市内への誘客を向上させ、滞在時間の延長を向上させようとするものであります。

次に、011外国人観光客受入体制充実事業1,265万5,000円を計上しております。これは、台湾、韓国をターゲットとしたプロモーション経費であります。臨時職員賃金258万3,000円は、美祢市台北観光・交流事務所で、通訳及び関係機関との調整を図っていくものであります。

次に、特別旅費261万6,000円につきましては、台湾及び韓国へのプロモーションに要するものであります。

次に、国際観光・交流推進協議会補助金412万円につきましては、観光交流を主に活動してきたところですが、人的交流、経済交流についてもお話が徐々にふえてきておりますので、関係機関と協議し、事業展開を図る組織への補助であります。

以上でございます。

○委員長（萬代泰生君） はい、繁田観光総務課長。

○観光総務課長（繁田 誠君） それでは、404ページ、405ページをお開きください。最後となりますけども、3款予備費・1項予備費・1目予備費としまして、2億234万4,000円を計上しております。

以上で、平成27年度観光事業特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

○委員長（萬代泰生君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。坪井委員。

○委員（坪井康男君） 済みません、ものすごくたくさんあるんでどれから言えばいいか分からなくなっちゃったんでごめんなさい。ちょっと待ってください。

まずですね、予算書の395ページです。003秋吉台リフレッシュパーク、秋吉台家族旅行村管理運営事業、9,438万9,000円のうちですね、指定管理委託料5,320万6,000円というのがありますね。これは、二つの施設の別

に出ませんか。積算の根拠が何かあると思うんで、リフレッシュパークでいくら、家族旅行村でいくらっていう、その小分けが出とれば聞かせてください。

○委員長（萬代泰生君） 繁田観光総務課長。

○観光総務課長（繁田 誠君） ただいまの坪井委員の質問にお答えをいたします。この指定管理料の予算につきましては、指定管理者の申請時の当初予算計画に基づきまして、それからの消費税改正等を織り込んだ指定管理料になっております。ただ、今御質問がありました内訳につきましては、現在資料を持ち合わせておりません。

以上でございます。

○委員長（萬代泰生君） はい、坪井委員。

○委員（坪井康男君） じゃあ、後で教えてください。私なぜこだわるかというところもう言いません。じゃあ、その次いいですか。1件ずつ手挙げにやいかんですか。

○委員長（萬代泰生君） いや、よろしいです。

○委員（坪井康男君） 次に、予算書の397ページの001秋芳洞案内業務委託料4,462万4,000円とおっしゃいましたが、これ職員21名分の人件費ということだったですかね。そうしますと、結局この観光事業特別会計の人件費がどんどん減って、いわゆる人件費として計上されてるのは、ほんのわずかになりましたよね。総合観光部の職員の給料ぐらいですかね。で、表面的にはこの観光事業特別会計の人件費がものすごく少なくなっちゃって、お陰で特別会計の経営健全化計画、見事に達成というようなふうに見えるんですけど、実際はこういう形で人がいるんですよ、いるものは。だから、一見減ったようで減ってないというそこに私が何かこう不透明なすっきりしないものを感じてるから、こういう質問するんですけども。この人たちが私前から申し上げてるんだけど、本来観光協会に業務委託するのが筋じゃないんですか。で、観光協会になして業務委託できんかっていう、それは観光協会がまだすっきりしてないからということなのか、これは藤澤部長に——ちょっと教えてください。これもものすごく興味があることです。よろしく。

○委員長（萬代泰生君） はい、藤澤総合観光部長。

○総合観光部長（藤澤和昭君） ただいまの御質問にお答えをしたいと思います。観光案内業務職員の委託化ということで、確かに委員おっしゃるとおり人件費から物

件費の付け替えといえますか、そういう一面はあるんじゃないかというのはそのとおりだと思います。その委託してる職員について、個別契約ではなくて、外部の事業者へ委託したらどうかという御提案だと思いますし、それはなぜ今しないのかということだと思います。前に本会議でお答えしたと思いますけども、ただいまの提案は私ども持つ選択肢の中に入れて今検討してる最中です。といいますのは、やはりそこで働いてらっしゃる方の雇用の問題でございますので、じゃあ、私たちの都合だけで右から左というわけにもいきません。ですから、もちろん観光協会というのは選択肢、ひとつの大きな選択肢ですが、直接雇用のことも含めていろんな形があると思います。その中で一番質が上がっていくのはどれであろうかと、それから、経費圧縮のものはどれであろうかと、そういった判断基準で検討しております、私どもの考えとしましては、新年度にやはりこの辺りを中心に結論を持って行きたいと、出したいと考えているところであります。

以上です。

○委員長（萬代泰生君） はい、坪井委員。

○委員（坪井康男君） 少なくとも21本の業務委託契約書が存在するわけですよ。事務的にも僕は大変だと思うんですよ。これ皆さんあまり御存じないけど、そうなるんですよ。21本あるんですよ、業務委託契約が。誰も気がついてない。これはどう考えたって藤澤部長ね、これでベストじゃないですよ。私は本来ならばもう雇用の条件さえ変えなきゃいいんであってね、直に市がですよ、業務委託契約21人分結ばなくても、一人ひとりの雇用条件が今と一緒ならば、はるかに例えば観光協会に一本でどんと業務委託するのが、私はベストだと思うんですよ。何でこんな簡単なことが進まないんですか。もう一遍教えてください。そんな難しいことじゃないと思いますよ。何か雇用条件がどうのこうのおっしゃるけど、条件一緒にすればいいじゃないですか。なぜできないんですか。もう一遍教えてください。

○委員長（萬代泰生君） 藤澤総合観光部長。

○総合観光部長（藤澤和昭君） 理由としては私は2つ考えております。1点は働いてらっしゃる方との雇用の問題でありますから、こちらが一方的にこう変えたいと言っても、そんなに簡単にいくものではない。つまり両者の合意というか、必要だということ。

もう1点はやはり観光協会は美祢市と——美祢市の総合観光政策と一致といいま

すか、ベクトルをひとつにして観光振興を図るわけですが、あくまでも別法人です。そうしますと、やはり今の段階でその美祢市の中で従業者を抱え——従業者というか契約をして、観光振興に取り組んでるものと、別の組織にその契約を委ねるといふのは違う次元になると思いますので、そこの辺りは慎重に考えているところであります。

○委員長（萬代泰生君） はい、坪井委員。

○委員（坪井康男君） あのね、変ですよ、今のあなたの答弁は。だって、業務委託契約じゃないですか。雇用契約じゃないですよ。おかしい。私が申し上げてるのは市と観光協会一本で業務委託契約を結んで、そしてこの21人の皆さんを観光協会の正規の職員にする。直接雇用にするって、それを申し上げてるんですよ。あなたの答弁はおかしい。答弁になってない。もう一遍きちんと答えてください。なぜそういうことが進まないのか、お願いします。

○委員長（萬代泰生君） 藤澤総合観光部長。

○総合観光部長（藤澤和昭君） 委員御指摘のとおり実態としての雇用契約ではないかということで、それも踏まえて現在——雇用問題でありますので、慎重に丁寧に働いてらっしゃる方と市が協議を進めているところでありますし、私たちとしましても今委員が御提案になったことも、選択肢の中に入れて検討しているところであります。

以上です。

○委員長（萬代泰生君） はい、坪井委員。

○委員（坪井康男君） じゃですね、藤澤部長401ページの003おもてなし人材育成事業、727万6,000円の業務委託料があります。これ大変大事な人材育成ということなんです。その旨予算そのものは大賛成なんですよ。ところが、この人材育成というのは、とっても難しいことなんですよ。そりゃ、一朝一夕にすぐぼんと人間というのは育つもんじゃないです。本当に。厳しい厳しい養成のコースを経て、やっとならざるんですよ。

それで、この前私美祢駅あれ何ていうんですかね。にぎわいステーションみね、オープンして2、3日後に行ってみました。そしたら、こりゃもうあなたに伝えようと思ったけど結局伝えられなかったから、今言いますよ。行ってみました。そしたら、2人の女性の職員の方がおられましてね、一人は何かパソコンの前で座って

おられました。一人の方がいらっしゃったんで、「こんにちは」と、「いいのができましたね」って申し上げたんですが、味も素っ気もないんですよ。おもてなしどころの騒ぎじゃないですよ、本当。ブスツとしてね、どうも変なのが来たなという感じでした。正直にそうです。はっきりこういってまず言わないとあなた方分からない。それで、高校生が2人入って来まして、これ石炭というけれども、大嶺炭鉱ってどこにあったんじゃろうかって2人で話しよるんですよ。ああ、それはおいさんよう知つとるから、教えてあげようかって言って、ここにあったんよってちゃんと教えました、正確に。はあ、おいさんよう知つとるねちゅうわけですよ。そんなこと私が一生懸命説明するの知らん顔して、そのあそこの人見とるんですよ。本来ならばね、そういう質問はその人たちが受けて、ああ、今分からなければ、よく勉強してこようねって、そう言うべきなんですよ。少なくともね、オープンするまでに、あそこの職員は採用して観光協会の職員がそうですけどね、採用していくらかの教育とかすべきじゃないですか。だから、私はこんなのが出とつても、もう紙に書いた絵に描いた餅しか思えない。本当に誠心誠意、一生懸命そういう人をトレーニングしようという、何かね一生懸命さが私には感じられないんですよ。現実問題として。それで、そのあとほかの人から聞きました。行ってみただけど、朝早くて開いてなかったそうですよ。その人がある人に言ってその人から私にきたんですけどね、MYTではオープンは何日何曜日で何時から何時って書いてあるかもしれんけど、現場には何も書いてないって言うんですよ。今書かれてるか知りませんがね。極めて不親切、本当に。だからね、こういう予算私ものすごく大事なんですが、やっぱり本当にどれだけ成長したか、やっぱりきちんとね、フォローで確認する必要がありますよ。やりっぱなし言いつぱなし。私は美祿市の一番悪いのは、議会でもそうですけど、言いつぱなしやりっぱなし。きちんとやってない。言いにくいことをあえて言いますよ。そうしないと皆さん目が覚めない。1回言っても、形ばかり。これだけ申し上げて終わります。

済みません。

[発言する者あり]

○委員長（萬代泰生君） 藤澤総合観光部長。

○総合観光部長（藤澤和昭君） ただいまの坪井委員の御意見といたしますか、御質問にちょっと、にぎわいステーションに関わっておりましたので、私のほうからも一

言申し述べさせていただきたいと思います。

にぎわいステーションにつきましては、現在観光協会に委託しておりまして、女性職員——女性の職員が常備、常駐しております。大変接客も熱心でありまして、私ども2月にオープンいたしまして、2月の平均来場者数1日あたり34人ですけど、大変美祢駅がそれまで閑散としていて、寂れた感の中で美祢市の情報を発信する基地として、そして、その中で職員が一生懸命おもてなしに取り組んでいるところであります。私のほうには、多くの方からこの二人の職員、さらには関係職員も含めてですが、非常によくやってるというふうに聞いております。なお、2月8日におきましては、いろんな問題も起こっておるようでありまして、私どもも女性職員があそこに一人ということはいろんな危険性もあるものと承知したところであり、現在安全管理についても急遽対応を拡充したところでもあります。

今坪井委員はおもてなしについての検証がないということで、今にぎわいステーションを出されましたが、協会のほうではにぎわいステーション設置より前に、約1カ月前から研修を始めておったところであります。もちろん、委員が満足するような全てのことができてなかったかもしれませんが、事前研修も受け、それぞれ毎日、日々研鑽して——努めているものと私どもは理解しております。また、本議案に対する御質問だと思いますが、人材育成についても、検証してないのではないかということでしたが、26年度の事業におきましても、市の部、課長を全てを集めまして、その前で研修の成果を発表させ、その評価点を付けさせておりますので、決して評価をしてないということはないということを申し述べたいと思います。

以上です。

○委員長（萬代泰生君） はい、岩本委員。

○委員（岩本明央君） 今のにぎわいステーションの件でちょっとあれですが。私も実は3回行きました。1回目は8時半過ぎ行ったら開いてなかったんですよ。次に行った時に夕方6時までやるから、朝は9時半とか9時からということで、夕方6時まで開いておりました。3回目は女房と一緒にいったんですが。この727万6,000円が何人分かということ、それから、聞きましたら観光協会の職員さんということでありましたが、いろんな見方もありますし、それから私一つお願いなんですけど、私が行った時に女房と一緒にいった時に、実は3人1組と2人1組の5人の方が来ておられました。農協さんがやっておられる焼酎3種類ですね、あれが陳

列してあったんですが、これは何ぼかいねって言って、お嬢さんに聞かれておりました。もう3つぐらい展示物があつたんですが、販売するわけじゃないから値段は入れんでええかもしれませんけど、せつかくそういう御質問があつた場合に、ようお答えされなかつたんですよ。そこのお嬢さんが。だから、そういうことで、できればそういうせつかく売るんじゃないら、おおよそいくらというような値段は付けて、ただここでは販売しませんよというようなお答えができるような形であれば私も3回行って2回ほど中に入って見たんですが、そう思いました。もう一つは、あそこに女性の方が大変綺麗なお雛様を飾っておられまして、3人の組の方が綺麗ねって言って、また今度季節が変われば5月には男のほうのお祭りやしあるんかねっていうことも聞いておられましたし、いろんな意味で宣伝効果はあるかもしれんけど、今坪井さん言われたように対応の仕方というのは非常に難しゅうございますので、ぜひ本気で教育してほしいと思います。

それから、話は飛びますが、先ほど繁田課長さんから大変結構な健全計画20%が13.7%となったことは大変結構だと思います。これからも頑張つてほしいんですが、予算のことでちょっとお願いなりをしたいと思います。実はトロン温泉の露天風呂の改修、これは御存じだと思いますけど、5月のゴールデンウィークから始まって、7月の夏休み、お盆までぐらい前のオートキャンプ場がものすごいんですよ。もうほとんど満杯になるような形であると思います。それで、実はトロン温泉の今のお風呂がずっと長い間入れんということで、今回予算が付いて大変喜んでおるんですが、できれば早く実施していただいて、5月のゴールデンウィークには、それから今の7月下旬からお盆過ぎまでにお客さんが大変多いし、あそこで——言うちゃ悪いですけど、テントを張つて料理をして一杯飲んでというのがあつたかもしれないんですけど、露天風呂が大変人気がいいようですので、ぜひ早めに修理をしていただいたらと思つておりますし、口込みでああいうオートキャンプする人は口込みでずっと宣伝していかれるケースも多いようですので、その辺の露天風呂の修理の計画はいつ頃になるか、ちょっと聞かせてもらえますかね。

○委員長（萬代泰生君） はい、藤澤総合観光部長。

○総合観光部長（藤澤和昭君） トロン温泉の前に一言ただいまの御意見の中でありましたので、私のほうから申し述べさせていただきたいと思います。と言いますのも、美祢駅の問題ですけれども、美祢駅のステーションの問題ですが、岩本委員も

いろいろな、その場に行かれて、いろんな御意見を持たれたようです。私としてはこういった議会の委員会の場でこの場で個々の事案をされる前にぜひ議員としてふさわしい対応といたしますか、市の事業に対しては非常に深く関わっていらっしゃるし、管理、監督される立場にもあられる方ですから、どうかふさわしい言論で働いてる者を指導してやっていただければと思う次第です。一方で例えば今のおっしゃった、こういうふうにしたらいんじゃないかということその場で、従業員たちに直接言ってあげたら彼女たちも、働いているものも気付きますし、直すべきところは直すと思います。ぜひそういったところで議員としてふさわしい対応をしていただければと思う次第であります。

以上です。

○委員長（萬代泰生君） 繁田観光総務課長。

○観光総務課長（繁田 誠君） ただいまの岩本委員の質問にお答えをいたします。

27年度予算につきまして、リフレッシュパークの工事費につきまして、2,987万2,000円を計上いたしております。その主の内訳につきましては、トロン温泉ボイラー工事として、それに伴います配管工事費が主のものでございますけれども、ゴールデンウィーク、お盆等の活況ある時に間に合うようにという御意図だと思っておりますが、ボイラーにつきましては、極力早急に工事をいたす予定にしておりますけれども、4月からゴールデンウィークまでの1カ月間に間に合うかどうかという見込がございまして、基本的にこちらの考えでは間に合わないであろうという考えをもっております。それによりまして、ゴールデンウィーク明けに工事の着工を現在考えております。配管工事につきましては、大規模なものになります。実施設計等も必要になりますので、この設計期間を考えまして、その後の工事となりますとやはり設計ができるまでには秋になってしまう可能性もございまして、閑散期の工事を計画しております。

以上です。

○委員長（萬代泰生君） はい、岩本委員。

○議員（岩本明央君） わかりました。ありがとうございました。できるだけ早く工事については着工を、またお盆までには今のお話でしたら間に合うようにお聞きしましたので、期待をしておりますのでよろしく願いいたします。

それで、今藤澤部長さんのお話なんですが、私は大変恐縮ですが、そこのお嬢さ

んの御名前も全部聞きました。それから、あっ、それは観光協会やねって山本勉さんやねって言ってですね、今の焼酎なんかの展示してある分の値段、単価は張ったほうがいいのかもしれんねということは言うております。やっぱし職員さんですから、私も別に強う言うつもりは毛頭ございませんので、お嬢さんのおじいさんもよう知っておりますし、お父さんもよく知っております。言うちゃ悪いですけど、そういうことだからもうちょっと発言を気を付けてもらわんと、私も遠慮しいしい26年間職員やりましたんで、町の職員を、だから気を使こうて私は言うとするつもりですが、隣の方は大分御立腹しておられるようですが、そういうのが私の本音でございます。できるだけひとつお互いに努力をして、かばちだけじゃなくて、議長がいつも言われますように、提言的なこともやって建設的に進んでいきたいと思っております。次、も一つ聞いてもええですか。

○委員長（萬代泰生君） 坪井委員。

○委員（坪井康男君） 藤澤部長は私のことを言われたのか、隣の岩本委員のことを言われたのか、よく分かりませんけれどね。私オープン間もなくですよ、2日後か3日後ですよ、行ってさっき申し上げたような状況なんで、あっ、これはいかんかなと思ったんですよ、あなた方はどちらの方ですかと、雇用主は誰ですかと聞いたら私たちは観光協会の職員ですとおっしゃるから、すぐ観光協会に私が電話をいたしました。そしたら、藤村さんという方、恐らく総合観光部から出向でしょうね。が出てこられてましてね、実はこういう状態だから山本会長と藤澤総合観光部長に伝えてほしい、で、あと電話ほしいと言いました。その翌日かに山本会長はその議員控室に見えましたよ。どういうことですかとおっしゃるから、実はこういうわけですと言ったら、ああ、そうですかと言われた。あなたのところには何回も電話してきましたよ。できたら、藤澤部長に返電をお願いしたいと。さっきまであなた一言も私にそのことについて、電話をされませんでしたよ。ちゃんと手続き踏んで、いきなりそのお嬢さんに文句言ったわけじゃないんですよ。全然あなたは事実と違う。さっきの話は私は聞き捨てできない。議員らしくないっちゃんのはね。どういふことですか、議員らしくないっちゃんのは。もう一遍言うてください。（発言する者あり）こんなの。（発言する者あり）いや、そんないいかげんなことないですよ。議員っていうのは二人しかいないんですもん、そもそもその問題言ったのは。（発言する者あり）いや、あなたは黙っててください。（「何で黙らんにやいけんかん。議

員を特定していったわけじゃないでしょ。藤澤部長。」と発言する者あり)ちがうですよ。おかしい。岩本議員と私しかないじゃないですか、あそこで言ってクレーム付けたのは。私もクレーム付けたわけじゃないって。

○委員長(萬代泰生君) はい、荒山委員。

○委員(荒山光広君) 今藤澤部長の言葉、それこそ聞き捨てならんのですけども、議員らしい態度で接してくれということですよ。そういう議員が行って、いろいろ問題が事実あったんですか。その事実関係をちょっと述べていただいたらと思うんですけど。

○委員長(萬代泰生君) どうされますか。(「休憩、休憩」と発言する者あり)ちょっと頭冷やしていただきましょう。休憩します。今10分ですから15分休憩しましょう。25分から始めます。

午前11時10分休憩

.....
午前11時25分再開

○委員長(萬代泰生君) 休憩前に、荒山委員のほうから御意見がありましたので、それに対して藤澤部長、お答えをいただきたいと思います。藤澤総合観光部長。

○総合観光部長(藤澤和昭君) 特定の何か事案があったのかということですが、私ども美祢駅にステーションを開設して——運営を始めまして、その協会のほうで運営いただいているわけですけども、実はそこに従事している職員がですね、市議会議員さんからの言動によって、大変傷ついてしまってますね——その不適切な言動であったと私たちは判断しておるんですけど、そういったことがありまして、その職員がですね、協会のほうにもうやめたいというようなことを言った。そういったことを、協会のほうから私ども報告を受けましたので、この度あえて申し述べさせていただきます。

以上です。

○委員長(萬代泰生君) 荒山委員。

○委員(荒山光宏君) なかなか詳細は分からないんですが、職員の女性の方が、その辛い思いをされたということみたいですけど、まあ先ほどから出てますように、始まって間もない事業でありますし、当然始まるまでにいろんな研修をされて、窓口でお客さんに説明されるような体制をとっておられたと思いますけど、なかなか

間もないことですので、思うような説明もできなかつた可能性もあると思うんですけど、まあそこで、できなければできないように、先ほど岩本委員さんも言われましたけど、お客さんからこういった質問があったときにはこれから答えられるようによろ勉強しいね、というぐらいのことなら、ねえそれだけ、分かりましたで済むと思うんですけども、そこで何があったかっていうのは今の説明ではよく分からないんですけど、いずれにしても、やめたいというぐらいのなんかショックを受けられたということなんで、まあまた、その辺詳細が分かりましたら、また後ほどで結構ですので教えてください。

以上です。

○委員長（萬代泰生君） はい、岩本委員。

○委員（岩本明央君） それじゃあ、話題——質問を変えさせていただきます。予算書の401ページをお願いします。この401ページの半分より下のほうに、先ほど説明がありましたが、観光プロモーション補助金ということで、観光宣伝用のお金が主であると。1,200万円計上してあると思いますが。実はですね、昔の美東町の観光課、まあ今のような観光協会はないんですが——なかったんですが、観光宣伝がですね、最近どうも足らんのやないかちゅう先輩の課長さんから聞いております。もちろん観光協会さんと一緒に、または単独でっていうことはあろうと思いますが、まあ昔はですね、議員も一緒に観光課長さんとか職員さんと一緒に旅行代理店とか市町村の教育委員会とか学校に訪問して、ぜひ来てほしいということであちこち回っておられました。で、私も名古屋におるときに親父も観光課長さんも来られて、私も観光の会社を案内した——場所がよう分からんから案内してくれということで案内したこと覚えがありますけど。どうも観光宣伝が足らんのやないかちゅうのを二人の課長さんから、先輩課長さんから聞きましたけど、その辺は観光協会さんとも関係するかもしれませんが、美祢市のほうとしてはどのようなお考えなり、方針でしょうか。説明をお願いします。

○委員長（萬代泰生君） 綿谷観光振興課長。

○観光振興課長（綿谷敦朗君） ただいまの御質問にお答え申し上げます。観光協会としてですね、各エージェント回り、教育委員会回り、これは例年2月に教育委員会等回っているところであります。本年度より、近隣の山口市さん等々、コンベンション協会等もございます。広域的なプロモーションチームというものを臨時的に

立ち上げて随時回っているところであります。また市のほうといたしましても、確かに委員御指摘のとおり営業がちょっと弱かったということが、平成25年度までほとんど営業が弱かった。今年度より首都圏、中部圏、関西圏こちらのエージェントのほうに重点的に訪問を年2回行いまして、ツアー造成等の願いをしておるところですし、その企画造成担当者とのネットワークの構築に市としても努めているところであります。

以上でございます。

○委員長（萬代泰生君） はい、岩本委員。

○委員（岩本明央君） はい分かりました。ぜひ観光宣伝をですね、これからもまあ、少ないというのは、聞いたように1回ですから私が覚えている範囲では、なんか3回ぐらい、なんかやっておられたように聞いております。まあぜひ、ひとつ大変でしょうけど要は営業活動が一番メインですので、ぜひ行っていただきたいということをお願いします。

以上です。

○委員長（萬代泰生君） ほかにございませんか。下井委員。

○委員（下井克己君） あの済みません、403ページの域内交通充実の強化事業の燃料費のことなんですけど、まあ先ほど説明があったんですが、広谷の駐車場には電気自動車のスタンドもできたと思います。今ガソリン100券と言われました。電気自動車等で来られた方のことは考えておられますか。もしよろしければお願いします。

○委員長（萬代泰生君） 綿谷観光振興課長。

○観光振興課長（綿谷敦朗君） ただいまの御質問でございます。電気自動車はかなり普及はしてきたところではございますが、閑散期にやはり多く訪れていただきたいのがこの近隣地で、福岡、中国地方の個人のお客様をターゲットにした施策でございます。ですから、電気自動車が普及したといいましても、まだまだ普及率が低いものですから、この度は通常ガソリン車、レギュラーガソリンの100券を進呈することによりまして、秋芳洞への旅行動機を喚起、起こさせようというのが主旨でございますので、電気自動車は対象とは考えておりません。

以上でございます。

○委員長（萬代泰生君） 下井委員。

○委員（下井克己君） 電気自動車はまだまだ普及は少ないとは思いますが、いいPRにはなるとは思うんですよ。あの来られるか来られないか分かりませんが、まだ少ないから。でもどうにかたちで、いろんなかたちでやっぱり宣伝していく中で、ひとつの考え方の一つじゃあないかと思えますので、もしよろしければ検討してみてください。お願いします。

○委員長（萬代泰生君） ほかにはございませんか。はい、岩本委員。

○委員（岩本明央君） この前秋芳洞の商店街でありましたランタン祭りのときに、私も天気がちょっと悪かったですけど、お邪魔いたしまして、商店街の方から御要望があったんで一応お話ししておきたいと思います。私も行きましたですね、大変外国人の方が多いように感じました。ありゃっと見たら、韓国語か中国語か分かりませんが、まあ日本人とほとんど顔も変わらんし、ずっと話ししとると日本人の方はほとんど話さないけど、皆そうですね、半分くらいが外国人の方と察しました。私のほうからお願いしたいのはですね、提灯っていいですか、あれをつる糸とか紐とか、それからそれを支えるこういう、カタカナのコの字のような鉄塔があったんで聞いたんですけど、ほとんどが旧秋芳町の観光協会の提灯やらそれから施設設備を使っておるということで、よう見たらですね、鉄柱なんかだいぶん錆がついて一部は穴があいちょるのもあったようです。まあそれで、危険も伴いますし、できるだけひとつ、安全面、安心・安全ということからもぜひ観光協会さんとよう協議されまして、鉄塔が倒れんようなことも考えなりお願いをしたいと思いますが、その辺のことはお気づきでしょうか。

○委員長（萬代泰生君） 綿谷観光振興課長。

○観光振興課長（綿谷敦朗君） ただいまの御質問でございます。広谷のランタンフェスティバル、こちらは広谷の商店街が主となりまして、実行委員会を立ち上げられて起こされたイベントでございます。当然観光協会も市も人的支援等には入っております。イベントをするからには、やはり安全な——安全というものは第一に提供しなくてはいけないとは考えてはおりますので、その辺を含めて今度検証しですね、来年度に繋げていく必要があると考えております。

以上でございます。

○委員長（萬代泰生君） ほかにはございませんか。はい、秋枝委員。

○委員（秋枝秀稔君） 同じページですけどですね、観光地W i - F i の整備事業と

というのがございますが、今時代ですね、外国人にとってWi-Fiが入るか入らんかっていうのは非常にですね、重要な問題ですね。これはあれですか、整備状況っていうのはどういうふうになっておるかということですね。今年この予算はどこで実施されるんかっていう、その辺教えていただけますか。

○委員長（萬代泰生君） 綿谷観光振興課長。

○観光振興課長（綿谷敦朗君） ただいまの御質問にお答え申し上げます。現在Wi-Fiエリアが設定されているのは秋芳洞観光交流センター、こちらと秋芳洞正面入口と秋吉台案内所エレベーター口、こちらと黒谷口、美祢まるごと館、この5箇所がWi-Fiが設置されております。来年度予算に上げております57万2,000円については、秋吉台の展望台にこのWi-Fiを設置しようとするものでございます。

以上です。

○委員長（萬代泰生君） はい、秋枝委員。

○委員（秋枝秀稔君） 分かりました。このWi-Fiというのは外国の方にとっては本当情報源の命綱みたいなものと聞いておりますんですね、これはですね、観光関係はですね、外国人が来られるところはですね、早く整備を進めたほうがいいというふうに思っておりますんでね、しっかりお願いします。

○委員長（萬代泰生君） よろしいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（萬代泰生君） ないようでしたら次に進みます。質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（萬代泰生君） それでは、議案12号を採決いたします。本案について原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（萬代泰生君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に議案第44号美祢市農林資源活用施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。河村商工労働課長。

○商工労働課長（河村充展君） それでは、議案第44号美祢市農林資源活用施設の

指定管理者の指定について御説明させていただきます。議案書の44-1、資料のほうにつきましては、参考資料の95ページから97ページになります。

この施設につきましては、現在、美祢農林開発株式会社を指定管理者として指定しておりますが、平成27年3月31日をもって指定期間が満了となります。この施設は、農山漁村活性化プロジェクト交付金事業により整備し、平成20年10月に供用開始した施設でございます。

施設の目的といたしましては、農産物や森林から産出される資源を活用した加工品を製造、販売することで、農業従事者や森林所有者の所得を向上させるとともに、地域の雇用を創出し、もって地域の活性化に寄与するために設置されたものでございます。

供用開始後、これまでの間、平成20年度から平成23年度末まで、また平成24年度から平成26年度末までの2回にわたり、美祢農林開発株式会社が指定管理者としての指定の議決をいただいているところであります。

美祢農林開発株式会社につきましては、参考資料の95ページの2-11にもございますが、森林保護、農林産物生産者等の所得向上、雇用創出、特産品の開発等を経営方針とされており、美祢市農林資源活用施設の設置目的と一致しているところでございます。

以上のように、本市の出資法人であり、会社の設立目的と施設の設置目的等が密接不可分であることから、美祢市公の施設の指定管理者の指定手続き等に関する条例第5条第4号の規定を適用いたしまして、非公募の選定方法により、資料96ページの選定審査会の選定結果を踏まえ、美祢農林開発株式会社を指定管理者候補者として選定したところでございます。

なお、指定の期間は平成27年4月1日から平成28年3月31日の1年間としております。この理由につきましては、7月から開催されております、選定審査会におきまして審議していただく段階で、国の指針が出されれば、第三者機関を設置し、美祢市の指針を策定することを検討していたこと、また美祢農林開発株式会社においても、現状の経営状況を鑑みて、経営改善計画書を策定する方針を打ちだしていたことなど総合的に今後の美祢農林開発株式会社の方向性がはっきり確定できていないこと、などから暫定的に1年間という期間を設定させていただいております。

説明につきましては以上になりますが、本議案につきまして、地方自治法第24条の2第6項の規定に基づき、市議会の議決を求めるものでございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（萬代泰生君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。坪井委員。

○委員（坪井康男君） この議案は、指定管理者として承認をとということですので、その点に限って申し上げますとね、今いみじくも河村課長おっしゃったように、このいったい美祢農林開発株式会社を今後どうしていくんだということについての外部の検討委員会のですね、結論がまだ出てないんですよ。ねえ。だからまあ、暫定的に1年というのは分かるんですけど、少なくとも先だっていただきました美祢農林開発の長期ビジョンですかね。あれ見ますとね、新規事業として研究開発部門っていうのがありましたね。はい。それでね、今ちょうど事業の内容って言って、定款の内容が書いてありますよね。それでね、先だって市長さんは、あれは何かのときに、要するに株式会社ですから会社法の規制を受けるよっておっしゃいましたよね。今までね、市長さん、会社法の規制を受けるなんて初めてなんですよ。おっしゃってないんですよ。だからあたかも、儲けんでいい会社とか利益なんか関係ない会社だと、公益性のみを考える会社だから利益なんかどうでもいいとか、そんなふうな感じで答弁なさっていたと思いますよ。儲けんでいいんだと。だけどね、やっぱり御自身も会社法の適用を受けるっていう、会社法っていうのはね、株式会社っちゃあ当然利益を上げる、それを目的としているんです。その辺の認識がね、もうひとつすっきりしないんです。つまり美祢農林っていうのはね事実上、株式会社として破綻しているんですよ。とっくの昔に。だって全部補助金でしか生きられないんですもん。そこのところの認識がね、もうひとつなんか執行部の皆さんはね、きちんとした認識がない。特に篠田局長にはっきり聞きたいんですけどね、新しい国の指針なんてね、赤字でもどんどん財政資金を投入して、継続しろとは書いてないんですよ。あくまでも経営健全化を前提にして、例えば六次産業とか必要なものに特化した事業をと、こうなっているんですよね。

ですから、この点本当にね、第三者検討委員会というふうな、まあ中間報告かなんか知りませんが、おっしゃてんのか、それはないのにね——まあないから1年だということだと思いますから、それはそれで分かるんですけど、もう一遍こ

こでね、特に定款ですよ。これ事業内容って書いてある、10番のね、資料のこれなんの資料ですかね。参考資料。95ページをですね（10）事業内容って書いてありますね。これは、まさしく定款に書いてある事業目的ですよ。それで皆さん、会社法による定款っていうのはまるで認識がないんですよ。あの会社法にはですね、定款の範囲内で権利義務が生じるって書いてあるんですよ。定款に書いてないものは権利義務は生じないんですよ。ここが私、大問題であって——いいですか、1番が森林保護のための伐採整備、企画運営でしょ。ほんでもう竹箬は31年にもうやめるっちゅうんだから、もうこれ意味ないですよ。31年以降意味ないですよ。それから、箬の製造及び販売、これ31年で終わり。木・竹の加工及び販売、これも事実上もうないですよ。やっていらっしゃらないですよ。4番目の農産物、林産物の加工及び販売、これが今まさにおやりになっている竹の子だとか、あるいはカップサラダとかね、ああいうもんですよね。5番目が前各号に附帯する一切の業務となっておりますよね。この中にね、研究開発業務なんて入ってないんですよ。ほんで、研究開発業務なんてね、あれ完全にコストばかりかかる事業ですよ。研究開発部門でね、儲けは全くありません。お金がかかるばかりですよ。そういうことがビジョンに書いてある。けどなんかね、市長さんの答弁もね、すっきりしないんですよ。だから、ちゃんと第三者委員会の結論を待っても、この会社はいらんから潰すとか、そういうことをひとつもおっしゃらん。事実上破綻しているんですよ。その認識がないけど、篠田局長どうですか。第三者検討委員会のね、あれ、あなたのところじゃないんですか。どっちですか。建設経済部ですか。どっちか教えてください。第三者検討委員会なんと言っているんですか、中間報告で。お願いします。

○委員長（萬代泰生君） はい、西田建設経済部長。

○建設経済部長（西田良平君） ただいまの御質問でございます。第三セクターの改革推進委員会につきましては、予算委員会の時もお話ししましたが、3回の委員会が開催されております。その中で、美祢市の第三セクターの指針の作成ということ、それからもう一つは、この二つの会社があるわけですけど、農林開発につきましては、やはりトータル的なマネジメントであったりとかそういうふうなこと、多岐にわたる業務に精通した方というところをやっぱり登用すべきであるというふうな御意見、それともう一つにつきましては、この前文面を、私読み上げましたが、野

菜活用事業についても、事業目的——市の事業目的、政策目的ですか——と一致しているというところを踏まえて必要な予算については市の財政的な支援をするというところについては、必要であろうというふうな御意見として、これがですね、3月2日付けで委員会のほうから市長のほうに報告という形で上がっておるところでございます。

それから、第三セクターということで会社法による適用というところで、まあなっているわけでございますけど、私が市長の答弁の中で、私なりに市長の答弁につきましては、第三セクターという組織を構成する中で会社法という一つの法律に基づいた会社を組織しているということで、じゃあイコールその利益を追求するがために事業目的から逸脱をして利益追求に走る会社かと言え、そうではないというところで事業目的に則したものであれば、市の財政支援あるいは人的な関与であったりとか、そういうところについては今後も行っていくというところが市長の言われたところではないかというふうに、私としては解釈をしておるところであります。

以上です。

○委員長（萬代泰生君） はい、坪井委員。

○委員（坪井康男君） もう西田部長の今のお話しはねえ、あべこべな話しなんです。目的はね、あくまでも市長のおっしゃるのは公益性の高い事業だ、とおっしゃる。だから、公益性の高い事業でも儲からん事業だったら、何で一般社団法人かあるいはNPO法人かつくっておやりにならんのですか。株式会社っちゃあ、もともと利益追求の会社なんです。会社法っていう法律に準拠して設立されたんですよ。だからね、まるっきり話しがねとんちんかんなんです。おっしゃることが。事業目的で公益性しかないんだったら、なんで一般社団法人でやらんのですか。もう美祿農林株式会社なんか潰してですよ、林副市長の前でこんなことを言ったら大変御無礼だけど、しょうがないですよ。もう早く潰してですよ、一般社団法人でおやりになりゃいいじゃないですか。あれはまさに公益目的ですよ。利益を追求してないですよ。観光協会もそうじゃあないですか。あれ利益追求の協会じゃあないでしょ。どうして、そんなことおやりんならんのです。私が言った意味がそういった意味なんです。だからね、もはや当初の事業目的、ここに書いてあるような、これで3年経ったら単年度収支黒字って、8年経ったら累積赤字一掃って、もう8年目ですよ。累積赤字ゼロなら、なんと一億数千万のね、マイナスが出ているんですよ、累

積すれば。もう事実上破綻しているじゃあないですか。それをなんでね、その一生懸命公益だ公益だっておやりになるんですか。これはむしろ、西田局長、教えてください。おかしい。

○委員長（萬代泰生君） 西田建設経済部長。

○建設経済部長（西田良平君） ただいまの御質問ですが、私は予算委員会の段階で修正動議を發議されたときの提案理由として、坪井委員のほうのおっしゃいました文としましては、基本的には人材登用というところを前提としてなら、それを踏まえたものとして新たな事業計画を立てられ、その後に最終的に予算が必要なものであれば、それは糸目をつけないとは言われませんでしたけど、いくらでもいいんじゃないでしょうかというふうに御發言されたというふうに思っております。言い換えればというとおかしいんですけども、基本的にはあの段階での御發言につきましては、この施設、それからこの美祢農林開発株式会社の存続ということについては、それが前提でのお話しというふうに私は思っておりますので、ただいま委員おっしゃいましたように、儲からない会社であれば、今、潰してしまえばいいんじゃないかというような御發言は若干ちょっとずれてきている部分ではなかろうかなというふうに思いました。

○委員長（萬代泰生君） 坪井委員。質問はこれで同じ案件について3回目になりますので簡潔にお願いします。（發言する者あり）どうぞ。

○委員（坪井康男君） 目的達してなきやしょうがないじゃあないですか。言いますよ。あのね、ならば、ちゃんと定款変更の手続きをとっておられるかって。質問変えますよ。もう当初の目的はね、なくなっちゃってんですよ、もう。それを申し上げますよ。

○委員長（萬代泰生君） 河村商工労働課長。

○商工労働課長（河村充展君） ただいま定款変更の話しがございました。今現在、会社が考えているところにつきましては、先ほどの事業内容、いわゆる定款のところの1から4の部分、それと併せまして、その1から4に関する、附帯する一切の業務、この範疇のなかで私どもが判断しているのは、いけるのではないかという考えでありますけども、市長が發言した部分は専門家の先生等に御相談した上で、必要であれば定款の変更をするという判断をされた上での發言だったと考えております。私どもは今現在、この範疇の中でやれる部分を開発業務として捉えながら進め

ていくところで考えておるといふことで会社のほうから聞いておるといふところ
でございます。

以上です。

○委員長（萬代泰生君） 坪井委員。最後にしてください。

○委員（坪井康男君） じゃあね、ここに林代表取締役がいらっしやいます。ねえ。
商品開発業務っていうのはね、この1から4のどれかに該当する事業ですか。ぜん
ぜん別ですよ。商品開発ってのは。しかも、六次産業化につながるような新製品を
開発しようというそういう内容になってますよ。だからね、これ以上ここで言う
てもしょうがないですから、篠田局長を含めてきちんとね、第三者検討委員会の報告
書出してください。それからにします。

以上です。

○委員長（萬代泰生君） 篠田市長統合戦略局長。

○市長統合戦略局長（篠田洋司君） 私のほうから、ちょっと正しい認識といひます
か、あの赤字補填はだめだといふ部分でございます。指針にはこう書いてあります。
地方公共団体は、第三セクター等が経営悪化に陥った主たる要因が公共性、公益性
が高い事業を行ったことにより生じた損失以外である場合には、財政支援は行うべ
きではない。つまり、公共性、公益性が高い事業を行ったことによる損失について
は財政支援は行ってはいけないとは——行ってよいといふふうにかかれておりま
す。これが正しい……ですから、全く赤字補填はいけないとか書かれておりませ
ん。これは認識していただきたいと思ひます。それと、坪井委員が言われる、そも
そも——これは稲庭教授なんですけど、おっしゃるように第三セクターは、公共性
と第三セクター、まあいわゆる会社法といふふうにか申しますけど、企業的効率性、
営利性とが第三セクターの会社の組織、経営において、常に緊張感をはらんでい
るのは事実でございます。ですから、法的に営利性を有すべき会社形態を第三セク
ターとして採用した場合、第三セクター会社はストレートにこの法的に要求され
る経営性を体現するものとは言えないといふふうですので、市長が申しましたよ
うに、一概に会社法の営利だけを追求するものではないといふことは御理解いた
だきたいといふふうにか思ひます。

以上でございます。

○委員長（萬代泰生君） ほかにこの件に関して質問はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（萬代泰生君） 質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（萬代泰生君） それでは、これより議案44号を採決いたします。本案について原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（萬代泰生君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。次に入ります前に、ちょっと委員の皆さんにお尋ねいたしますが、次の46号に入ってよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（萬代泰生君） いいですか。次に、議案第46号市道路線の廃止について、議案第47号市道路線の変更について、及び議案第48号市道路線の認定については関連がありますので一括議題といたします。執行部より説明を求めます。中村建設課長。

○建設課長（中村壽志君） 議案第46号から第48号の3件につきましては、大嶺町東分地区と伊佐町伊佐地区に架かる下村上橋の撤去に伴う、市道路線の取扱いについてでございます。

それでは、議案書46-1ページをお開きください。参考資料として、次のページに概要図をお示ししております。まず、議案第46号につきましては、市道路線の廃止についてでございます。これは、下村上橋の撤去に伴い、市道沖田下村線が分断されることから、当該市道の全線を廃止するものであり、道路法第10条第3項において準用する第8条第2項の規定により、市議会の議決を求めるものでございます。

これからの議案第47号及び第48号につきましては、ただいま説明をいたしました議案に伴うものでございます。それでは、説明をさせていただきます。既要書47-1ページをお開きください。参考資料として、次のページに概要図をお示ししております。まず、議案第47号市道路線の変更についてでございます。これは、廃止する旧市道沖田下村線の一部、大嶺町東分地区側を市道沖田3号線の一部とするため、当該市道の終点を変更するものでございまして、道路法第10条第3項に

において準用する第8条第2項の規定により、市議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、議案書48-1ページをお開きください。参考資料として、次のページに概要図をお示ししております。議案第48号につきましては、市道路線の認定についてでございます。これは、廃止する旧市道沖田下村線の一部、伊佐町伊佐地区側を下村上線として、新たに市道に認定するものでございまして、道路法第8条第2項の規定により、市議会の議決を求めるものでございます。

以上でございます。

○委員長（萬代泰生君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（萬代泰生君） 質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（萬代泰生君） それでは、議案46号を採決いたします。本案について原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（萬代泰生君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。次に議案47号を採決いたします。本案について原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（萬代泰生君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。次に議案48号を採決いたします。本案について原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（萬代泰生君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。以上をもちまして、本会議で本委員会に付託されました議案8件につきましての審査を終了いたしました。

その他、委員の皆さんから何かございましたら御発言をお願いいたします。秋枝委員。

○委員（秋枝秀稔君） 今朝ほど、委員会冒頭、現地視察に行きました。これ市道路

線で行きましたが、公園ができるということですね、公園の事業はですね、遊具が非常に高くですね、なかなか特殊な事業と思いますけどね、まあ意見としてですね、少しでもですね、今少しでも、市内に工事が少ない状況もありましてですね、できる限り、市内の業者ができる仕事はですね、市内の業者のほうへできたらってこういう意見でございます。確かにですね、これなかなか難しい、設計もなかなか難しいしですね、遊具も高いということですね、まああんまり工事のほうは出ないと思うんですが、まあできる限りですね、市内のほうの業者さんができればですね、一番いいのではないかと、こういう意見でございます。

以上です。

○委員長（萬代泰生君） 御意見ですか。ほかにはございませんか。俵委員。

○委員（俵 薫君） 本年2月中旬に美祢市栄光賞、美祢市体育協会優秀選手賞という授与式があったわけですが。ちょっと教えていただきたいんですが、美祢市栄光賞の選考規定、基準っていうのはどういったものか。それと、体育協会が昨年、この選考規定の基準を変えましたよね。それも併せて御説明いただきたいと思えます。よろしくをお願いします。

○委員長（萬代泰生君） 山田教育委員会事務局長。

○教員委員会事務局長（山田悦子君） 俵委員の御質問ですが、基準について今持参しておりませんので、ちょっと説明についてはできないですが、また、資料を、基準がございますので議会のほうに配付させていただければと思います。よろしいでしょうか。

○委員長（萬代泰生君） 俵委員。

○委員（俵 薫君） なぜこんなことを言うか、お尋ねするかと言いますと、美祢市内に在住していて住所もあって、他市に通われている学生さんですよ。その方が例えば、県で優勝しても中国大会で上位の成績を上げても、市内の——たぶん栄光賞は小学生と中学生だけなんですよね。体育協会のほうは、体育協会に加盟した者しかもう表彰しないよっていう規定になっていて、そういった子どもたちが、学生さんたちが、せつかく市内に住んでいながら、どこにもそういった表彰を受ける場がないということで、ちょっと、そのことでちょっと質問をしたかったわけです。ぜひですね、住所があって通学されているようなお子さんであれば、県で優勝するような成績を残したら、ぜひなんかの形ですくってあげたいなという思いで質

問させていただきました。どうかよろしくお願ひいたします。

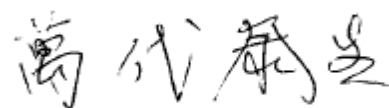
○委員長（萬代泰生君） よろしいですか。ほかにございせんか。ほかにないようでしたら、これにて本委員会を閉会いたします。御審査、御協力、誠にありがとうございました。お疲れ様でございました。終わります。

午後0時12分閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成27年3月13日

教育経済委員長

Handwritten signature in black ink, reading "高橋 隆" (Takahashi Takashi).